

平成24年度 第1回
鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会会議録

- 日 時 平成24年6月22日(金)午後2時
- 場 所 米子市淀江支所2階 第3会議室
- 出席者 委 員：田中会長、中井委員、池田委員、田原委員、村山委員
事務局：前谷局長、足立次長、亀尾次長、森岡課長、斉木課長、黒田主査、神庭(賢)主査、西田主査、伏野主任、安野主幹、本池主幹、船越主査、神庭(千)主査、近藤主幹、林原主幹
- 傍聴者：1名(建設工業新聞)
- 議 題 1 会長の選出
2 会長職務代理者の指名
3 報告事項
(1) 制度改正等について
(2) 前回の審議会意見に対する報告について
4 審議事項
(1) 入札及び契約の運用状況(平成23年度予算に係る契約分)について
(2) その他
- 配付資料 1 入札制度改革の状況について
2 入札及び契約に関する意見に対する報告について
3 入札及び契約の運用状況 抽出案件資料(平成23年度予算に係る契約分)

会議内容

(開会にあたって)

前谷局長 失礼いたします。この4月から西部広域行政管理組合の事務局長としてまいりました前谷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。委員の皆さま方には、再任ということでまた委員を受けていただきました。ありがとうございます。本来ですと、委嘱状を管理者のほうがお渡しするというのが本来でございますけれども、今のちょうどこの時間、経済教育委員会というのがありまして、そちらのほうに出席しておりますので、席上に配布させていただいております。ご確認をお願いいたします。

本日の内容でございますけれども、たくさんの案件がございます。前回の会議で委員さんに指摘いただきましたことにつきまして、資料を作っておりますし、今回またご指摘いただくことがあれば、そういうことを基にしましてより一層適切な入札契約事務に努めたいと思っておりますので、ご審議のほどどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(日程1) 開会 13:55開会

(日程2) 事務局長あいさつ

足立次長 そうしますと、ただいまより24年度第1回の西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会を開会させていただきます。

今回は委員改選後の初めての審議会となりますので、委員長が決まりますまでの間、私のほうが司会進行をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

そうしますと日程2の事務局長あいさつでございますが、先ほど終わりましたので、日程3の会長の選出に入りたいと思います。

(日程3) 会長の選出

足立次長 鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会条例第4条第1項の規定によりまして、会長は、委員の互選により定めるということになっております。どなたか立候補あるいはご推薦がございましたらお願いいたします。

池田委員 委員も全員替わってないですし、昨年、一昨年と仕切りを良くしていただいた田中さんに引き続きお願いできたらと思いますけども。

足立次長 ただいま、池田委員さんの方から、田中委員さんを推薦する旨のご発言がございました。他にはございませんでしょうか。

田中委員 今、意見をいただいたところですけれども、まあ1期務めさせていただいたので、別の方に交替させていただければと思っておりますが。どうでしょうか。

中井委員 池田委員さんの意見に賛成です。

足立次長 池田委員さんの意見に賛成ということでございますので、推薦いただきました田中委員さんに決定ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

足立次長 それでは、ご異議なしということで、田中委員さんに会長をお願いしたいと思います。

それでは、会長となられました田中委員さんから一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

田中委員 失礼をいたします。今申し上げましたように、二年間、新しい仕事といいですか、広域行政管理組合が事務の執行に参考にしたいということで、こういう会を立ち上げられまして、私がおのれ役ということを見せていただいてきております。今回、2期目になりまして、次長さんのほうからもありましたように委員としては全員が留任ということでございます。大体、それぞれ二年間でお互いが理解し合ったと思いますけれども、そういった中で、私がまた留任というよりも替わっていただいた方がいいんじゃないかというぐあいに思っておりましたけれども、ただいま、皆さん方のご賛同で、また私ということになりました。指名を受けましたので、あまり辞退をしておっても混乱を招くと思いますので、引き受けさせていただきますけれども、二年間十分なまとめ役が果たせたかどうかということも、非常に危惧しているところでございます。こ

れからまた二年間引き続いてでございますが、委員の皆さん方、あるいは、事務局長さんをはじめとする事務局の皆さんにいろいろご協力と申しますか、資料提供等のお願いをさせていただくこととなろうかと思っております。よろしくご協力をいただきまして、私の務めを果たさせていただくように努めますので、よろしくお願いをいたします。

足立次長 そうしますと、田中委員さん、会長席の方によろしくお願いをいたします。

(田中委員 会長席へ移動)

足立次長 それでは、以降の日程を会長さんよろしくお願いをいたします。

田中会長 そうしますと、ただいま申し上げましたけれども、この高い席に座らせていただきます。よろしくお願いをいたします。

(日程4) 会長職務代理者の指名

田中会長 それでは、日程に従いまして、4番目の会長職務代理者の指名でございますが、この会長職務代理者、お手元に添付してありますが、条例第4条の第3項に、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する」という条項があります。この条項に従いまして、私のほうで指名をさせていただきたいと思っております。全員留任、会長の留任ということですので、是非、代理さんにも留任をお願いしたいということで中井委員さんを指名させていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

中井委員 分かりました。

田中会長 ご了解を得ましたので、会長職務代理者に中井委員さんを決定させていただきます。

(日程5) 報告事項

田中会長 それでは、続きまして、報告事項に入ります。(1)の制度改正等についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

神庭(千)主査 それでは、前回審議会以降に行いました制度改正等につきましてご報告をさせていただきます。資料1の入札制度改正の状況についてという資料を見ていただけますでしょうか。平成23年度の制度改正といたしましては、工事の検査制度に係る改正がございます。建設工事の完成検査等における成績評定制度的につきましては、平成23年4月から導入をいたしておりますが、消防局発注の工事では、庁舎関係の建築電気設備、機械設備工事については、米子市建築住宅課職員に併任辞令を出しておりますので、米子市併任職員が消防局職員として検査等行いますが、それ以外の機械設備等の工事につきましては、消防局に工事の専門職員がいないということのため、工事の完成検査や成績評定を行うことが困難ということから、事務局職員が設計を行った消防局の工事につきましては、消防局工事担当課職員に代わって設計を行った事務局職員の所属課長等が検査と成績の評定を行えるよう建設工事成績評定要領などの改正をい

たしました。実施時期は平成23年9月22日からとしております。

次に2番目といたしましては、測量等の業務に係る最低制限価格制度の改正を行っております。これは測量等業務に係る積算体系が変更されたことに伴いまして、最低制限価格を算出する業種の区分と算出式の経費率などを変更したものでございます。実施時期といたしましては、平成24年4月1日からとしております。制度改正についての報告は以上でございます。

田中会長 はい。報告事項の(1)の制度改正等について、今2点の改正の説明がございました。委員の皆さん、ご意見ございましたらお願いします。ございませんでしょうか。

では、1つ目の工事検査制度の改正についてのご意見はございませんか。

中井委員 報告のとおり了解します。

田中会長 了解というご発言をいただきましたので、次に進みます。

2点目の最低制限価格制度の改正についての委員の皆さん方の意見を伺います。

田原委員 質問なんですが、2番のほうのこういうふうに改正しますよという周知の方法というのはどういう方法でされたんでしょうか。

田中会長 その他にご意見ありませんか。その他にご意見がありませんでしたら、今の質問に回答いただきますが、どうでしょうか。

無いようですので、事務局のほうで、ただいまの質問に対して回答をお願いします。

神庭(千)主査 ただいまの田原委員さんのご質問、どういった方法で周知されたかということでございますが、ホームページの方に掲載してお知らせしております。

田原委員 ホームページのみ。

神庭(千)主査 そうですね。

田中会長 田原委員さんよろしいですか。

田原委員 はい。

田中会長 その他ご意見ありますか。

(「なし」という声あり)

田中会長 「ない」というご発言をいただきましたので、報告事項(1)についてはこれで終わりたいと思います。それでは、報告事項2番目の前回の審議会意見に対する報告についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

林原主幹 そうしますと、報告事項の(2)ですけれども、前回の審議会意見に対する報告についてということで、資料2に基づきまして説明をさせていただきます。まず、9ページ、一番最後になるんですけれども、ご覧いただきますと、こちらの方が昨年度、審議会からご提出いただきました意見書を付けております。こちらの方で3点の意見をいただいております。1点目につきましては、随意契約から入札へ変更していただくよう努力をしていただきたいということ、2点目が入札辞退に対する理由の把握と今後の対応、3番目が最低制限価格を下回って失格となった案件の調査と今後の対応ということで、3点の意見を頂戴し

ております。それぞれ、この3点につきまして事務局の方で調査いたしました内容の報告と対応につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。戻っていただきまして、1ページ目になりますけれども、まず先ほどの1点目の随意契約から入札への変更を努力していただきたいということで、こちらの方は22年度と23年度の随意契約の件数と該当理由ということで集計させていただいております。22年度につきましては、随意契約の総件数22件、23年度は24件ということで2件増ということになっております。こちらの中で大部分は第1号該当ということで、130万円以下の案件につきましての随意契約になるんですけれども、この中に第2号該当の随意契約がございまして、こちらを入札の方に移行できないかということで、第2号の随意契約の状況を2番目に掲げております。2号随契の状況につきましては、該当の課が環境資源課と施設課とございまして、環境資源課の方は22年度は2件、23年度は4件ということで2件増えておりますが、この2件につきましては、毎年ある案件ではないんですけれども23年度に臨時的な案件がございまして、増えている状況になっております。施設課の案件につきましては、22年度が6件対しまして23年度は3件ということで3件の減という形になっております。こちらの対応につきましては、第2号に該当いたします随意契約につきましては、独自の技術ですとか、施設の基幹部分に当たる補修工事が主なものとなりまして、なかなか入札への移行は困難な点がございまして、引き続き入札への移行について努力をしていくような形の対応といたしております。

2番目につきましては、入札辞退の理由の把握と今後の対応という意見についてでございますが、入札参加者の辞退理由につきまして、引き続き調査をさせていただいております。23年度は対象となる工事の入札が33件ございましたけれども、このうち14案件で辞退者が1者以上発生しております。対象といたしましては22者の辞退者がございまして、理由につきましては、3番目の方に書いておりますけれども、配置技術者、現場代理人の配置ができないことによる辞退、あと積算金額が予定価格を超過したことによる辞退ということで、こちらの2件が大半の辞退理由となっております。平成22年度は、同じ14案件だったんですけれども、対象は19者ということで、3者増ということになっておりまして、こちらの対応につきましては、辞退というのが参加者の方の都合による状況ということではございますが、件数的には3件ですが増えている状況でございますので、平成24年度の入札分からは安易な辞退が発生しないように、組合ホームページに入札参加者に対する注意喚起ということで、参加に当たっては慎重に検討して申し込んでいただきたい旨の文言をホームページの方に載せさせていただいております。なお、辞退理由の調査につきましては今後も引き続き行っていくこととしております。

1ページ開いていただきまして2ページ目に、3番目の最低制限価格を下回って失格となった案件の調査と今後の対応ということにしております。こちらの方が、前回の審議会でご意見を頂戴いたしまして、それ以降の入札案件、こ

れが26件ございましたけれども、この中で失格者が出た案件につきまして、アンケート調査を実施させていただいております。こちらの方が23年の6月28日から年度末、3月31日までの案件になるんですけれども、対象が14案件ございまして、延べで失格者総数が33者ございました。こちらにつきましては、調査の内容ということで、最低制限価格を下回って失格となった入札参加者に対しまして、応札金額が十分工事を施工できる金額であったかどうかという点と失格になられた理由をどのようにお考えであるかという2点について、アンケート調査をさせていただいております。こちらの調査結果を回答状況ということで載せておりますが、1番の応札金額が工事に十分対応可能であったかどうかということにつきましては、25者の方から可能であるという回答をいただいております。2番目の最低制限価格を下回った理由につきましては、一つは落札を希望したため最低制限価格ラインのギリギリの金額で応札を行ったという方々と、あとは積算した結果、十分対応が可能な金額で応札したが、設定された最低制限価格が予想以上に高かったという回答が大半の回答となっております。総括といたしまして、二重丸を付して書いておりますけれども、この14案件のうち1案件につきましては、1者失格者がございましたけれども、アンケートの回答が不可との連絡があり状況が分かりませんが、もう1案件につきまして、こちらも1者の失格者がありましたが、これは対応ができないような金額で応札したという回答をいただいております。こちらの1件につきましてはダンピングによる入札の可能性も考えられるところですが、その他の12案件につきましては、対応可能な範囲の金額で応札をしたけれども失格となったという状況となっております。

これらのことから今後の対応ということで、6番に書いておりますが、3点につきまして24年度の当初からなんです、実施させていただいております。1点目は積算に関する情報の提供についてということで、それぞれの案件の設計に使用しております積算要領につきましては、事前に設計書を公表いたしませんので、皆さん方で確認できると考えられるのですが、入札案件の発注表に明確に記載いたしまして、はっきりした形で入札参加者に情報提供をしていくこととしております。2点目につきましては、工事費内訳書の書式の変更ということで、今まで入札参加者から提出いただいております工事費内訳書は、大まかな項目しか掲げておりませんでしたので、参加者ごとで異なった内容になる場合もございましたので、こちらの方を24年度分の入札からは皆さん方が同じ内容で詳細な金額が記入いただけるような形で書式の変更を行っております。こちらの様式は案件ごとに別々の様式で今現在対応をしているところがございます。またこの内訳書については、今後の設計に役立てていきたいというふうに考えております。3番目につきましては、設計の際の見積りの徴収についてでございますが、先ほどの調査で、大部分は工事に十分対応が可能な金額で応札しているという結果が出ておまして、今後は、契約の実績の有無などにかかわらず、失格となった者からも可能な限り積極的に設計用見積りを

徴収して設計に役立てたいという形で対応をしております。

3点の調査内容等の報告は以上になりますけれども、3ページが辞退の理由を案件ごとに掲載させていただいておりますが、4ページから6ページにつきまして、最低制限価格を下回った失格者が1者以上あった入札案件一覧ということで、それぞれの応札額と回答状況を記載させていただいております。7ページと8ページが先ほどの失格者が発生いたしました案件に対応した内容ということで、変更を行いました発注表と内訳書を変更内容ということでつけさせていただきますので、ご参考いただければと思います。以上が前回の審議会意見に対する報告となります。

田中会長 はい。昨年の私どもの意見に対して、非常に細かく対応について説明をいただきましたし、また、資料も付けていただきました。非常に、その後の追及調査といいますか、そういうものもやっていただいておりますありがとうございます。

それでは、まず意見1に対する報告について、随意契約の状況について、皆さんの方からご意見をいただきます。委員の皆さんどうでしょうか、特にありませんか。

(「ありません」という声あり)

田中会長 はい。無いようですので、次に2番目の入札参加者の辞退理由についての報告はいかがでしょうか。ご意見ありませんか。

(「ありません」という声あり)

田中会長 はい。無いということの発言をいただきましたので、それでは3番目の失格者が発生した入札案件について、非常に追跡調査もしていただきながら、細かく説明もいただきました。これに対してのご意見をいただきます。

村山委員 アンケートの結果を見ますと工事に十分対応可能な応札だったにもかかわらず、最低制限価格を下回って失格となったという意見が多かったようなのですが、対応については積算に関する情報提供をするなどありましたが、どちらかというと応札金額を少し上げてもらおうという対応のような印象を少し受けたんですけれども、最低制限価格自体がちょっと高すぎたんじゃないか、この見直しというようなところは何か考えていらっしゃるのかどうか、少し質問させていただきます。よろしくをお願いします。

田中会長 村山委員さんの方から応札金額について、また、関連する最低制限価格についての発言でございますが、そのほかの委員さんも類するご意見がございましたらお願いいたします。

池田委員 関連なんですけど、一番最後にですね、失格となった業者からも積極的に見積りを徴収してとありますが、これを徴収されてどのように活用されるのかと、先ほどの最低制限価格の設定と絡んでくるんですけど、徴収するのはいいんですが、この徴収した結果をどのように活かされるのかなあということが気になっております。関連として。

田中会長 その他ございますか。では、とりあえず、お二方の委員さんからありました

件について、事務局からの説明をお願いいたします。

神庭(千)主査

今のご質問でございますが、最低制限価格が高すぎたということで失格をしたんじゃないかというところですけども、その対応につきましては(6)の②と③のところ記載しておりますように、業者側の積算とこちら側の積算とどの部分が違ってきているのかというところを、②の工事内訳書を具体的にもう少し今までと違って詳しく書いてもらうことによって、うちの積算と比較していくことと③の見積りの徴収ですけども、これによって今まで工事の積算に当たって事前に参考のために取っていた見積りの範囲を広げることによって、今まで低い価格で応札していた業者からの見積りも参考にすることによって、どの程度の価格で出来るのかということ进行调查して、それを反映させて設計していくというような中身にしています。従いまして、高く誘導するのではなくて、おそらくこれをやっていけば低めになってくるのではないかというふうに思っております。それと①の積算のやり方を事前に公表ということで、今までしておったんですが、もっとはっきりと分かるように、うちの積算のやり方はこうですよということをお分かっていたら、どういう積算で予定価格が設定されているかどうかということから最低制限価格を考えるに当たっても考え易いだろうということで、合わせてやっておりますので、高めに誘導することではなくて低めに改善できるのではないかなということも期待しております。

田中会長

ありがとうございました。今二人の委員さんからの質問に対して、(6)の①、②、③について、さらに説明を加えていただきまして、そのあたりで対応しているというご説明でございました。ご理解いただけましたでしょうか。よろしいですか。村山委員さんよろしいですか。

村山委員

はい。

田中会長

池田委員さんご理解いただけたと。

池田委員

はい。

田中会長

それでは次に進みますが、他のご意見ありましたら。

村山委員

2ページ目の2重丸にありました1案件のダンピングの入札の可能性というのをもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。どういう可能性と申しますか、どういった状況が想定されるのかちょっと分かり難かったものですから。

田中会長

はい。今村山委員さんからダンピング入札についての質問です。ダンピング入札に関連したご意見をお持ちの方はご発言ください。よろしいですか。では事務局お願いをいたします。

林原主幹

こちらの案件につきましては、アンケート調査の結果なんですけれども、5ページ目の方をちょっとご覧いただきますと、案件のナンバーの17番になりますけれども、こちらの案件のアンケートの調査の結果で、応札された方から金額についてはちょっと十分な施工が出来る金額で応札していないという回答だったので、可能性としてですが、受注の希望についてははっきりと状況を伺ってはおりませんが、相手方の失格となられた理由の見解としては積算ミス

したということではあったんですが、そういった金額で応札をされたということはそういった可能性もあるのではないかとということで書かせていただいております。

田中会長 よろしいでしょうか。

村山委員 先方からは積算のミスでという回答をいただいているということでいいんですよね。

林原主幹 アンケート調査の2番の結果といたしましては、最低制限価格を下回った理由としては積算ミスで失格となったというお答えではあるんですけども、応札した額としては、十分に対応できる額ではなかったということでございましたので、そういった可能性もあるのではないかとということでございます。

村山委員 こういうダンピングの可能性があるということは、案件とかに対して何か対応とか取れるものなんですか。あんまり、これはダンピングじゃないかというお話になった時に…、何が聞きたいかよく分からなくなってきましたけれど、可能性が考えられるのであれば、何らかの対策を打てばこういうものに対してこういうふうになるというような質問ですが。

足立次長 今回、案件としては1件ございまして、そういったことも考えられるのではないかと書いておりますので、そういった案件が、常に出される業者さんが多発するようであれば、何らかの指導というようなことをしていきたいと考えますけれども、前年度に限っては1件でございましたので、逆に言えば本当に積算ミスだったかもしれない、そういうところの解釈としております。

村山委員 あまり多発するようだったら、何らかの対応を。

足立次長 そうですね。

田中会長 よろしいですか。

村山委員 はい、分かりました。

田中会長 その他、ご意見ありましたら。

(「なし」という声あり)

田中会長 それでは、進ませさせていただきますけれども、前回我々の指摘したといたしますか、ご意見を申し上げさせていただいたことについて、細かく追跡をいただいているようでございます。これを今後も活かしていただきまして、適正な対応を更にお願いをしておきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

(日程6) 審議事項

田中会長 そうしますと、6番の審議事項に入ります。審議事項(1)入札及び契約の運用状況についてということでございます。それでは、事前にご指定をいただいておりますので、ご指定いただいた案件につきまして、一覧表として資料が付けてございます。番号順に審議をしていきたいと思っておりますので、指定をされました委員の皆さんの方から指定理由、質疑についてご発言をいただきまして、事務局からの説明をお願いしたいと思います。それと、入札案件は審議案件の案件番号1から26までの8件でございますので、とりあえずここまで順次審議

をしていきたいと思いをします。

それでは案件番号順に1番を指定されました委員さんの方から理由と何か質問等がありましたらよろしくお願いをいたします。

田原委員 気になったのは、失格者と辞退者が非常に多いということで、辞退者が3者と失格者が4者。予定価格を見てみると、全体をざっと見てもかなり高額な価格の契約であるにもかかわらず、これだけ辞退者や失格者が多いというのは何かあったのかなと思って、説明していただきたいなと思いました。それで、先ほどの資料の3ページで辞退者の辞退理由、失格理由についても4ページで資料を付けていただいたので内容について大体理解しました。

田中会長 田原委員さんの方から指定はしたけれども、資料に十分説明がしてあって理解をしたということでございますが、事務局で追加の説明がございましたらお願いします。

足立次長 田原委員さんの仰るとおり、資料の方に載っておりますので、重複するかもしれないけれども、説明させていただきたいと思いをします。辞退理由につきましては、先ほど委員さんが仰ったとおり資料2の3ページに案件ごとの辞退理由を載せております。1者は技術者が不在のためということ、1者は積算の結果、特定建設業許可が必要となる案件となったが、特定建設業の許可を得ていないため辞退した、更にもう1者は、資材調達が困難で工期内の工事完成が難しいと判断したという理由で辞退しております。辞退理由にありました、特定建設業の許可につきましては、下請工事としての発注額が3,000万円を超える場合には、特定建設業許可が必要となりますが、この辞退業者は特定建設業許可を得ていなかったため、辞退となったものでございます。また、失格者につきましても同じ資料の4ページに載せております。予定価格から見ましても、それぞれの率で応札をして最低制限価格を下回ったということで失格でございます。以上でございます。

田中会長 田原委員さん、何かございますか。よろしいですか。

田原委員 はい。

田中会長 その他の委員さん、何かありましたら。

無いようでございますので、次の案件No.2番、中井委員さんよろしくお願いをいたします。

中井委員 これは前回の時も質問したと思いをしますが、回転式破砕機補修工事を1から3に分けられた理由というのをまずお聞きしたいということと、それから、その1からその3工事に参加された業者ということで、内訳をこの資料で見させていただきましたけれども、この資料で見させていただいた業者の顔ぶれがですね、その1からその3の工事の中に、どこかの工場の協力会社が全部まつまって入っているような感じがしないでもないんですが、その辺のところの見解はどのようにしておられるのか伺いたいです。

田中会長 それでは事務局お願いをいたします。

森岡課長 工事をその1からその3と分離発注した理由ということでございます。この

工事ですけれども、その1からその5までに分離発注しておりまして、これは全体の工事の関係でございますが、この機器の補修工事の発注に対する考え方をご説明いたします。補修内容によりまして大きく二つに分けております。一つは機器の主要部分等の取替え、補修工事で、機器の性能に係る部分を施工するため、プラント機器に対する相当の知識と技術が要求される工事内容でありまして、能力が問われる工事であります。これは、施工対象業者が限定される工事ということで、その1の工事が該当します。もう一つは、消耗部材の肉盛補修や取替え等の工事で、プラント機器補修の経験を有する程度の工事内容でありまして、施工対象業者があまり限定されない工事、いわゆるその2からその5が該当するものでございます。以上のような二通りの区分で考えております。さらに消耗部分の肉盛補修や取替えの工事、その2からその5の工事になりますが、これらにつきましては、日常の機器保守点検により部材の消耗、劣化状況等を確認することで判断をして、必要な補修を適切な時期に実施いたします。このように効率的な整備を図るためには、四半期ごとに発注するのがベストと考えておりますので、4工事に分けております。以上の理由が5本の工事に分離発注した理由でございます。

田中会長

中井委員さん、今の説明でいかがでしょうか。

中井委員

はい。前回の回答と同じような回答で…。了解いたしました。

田中会長

他の委員さん、何か意見、質問ありましたら。今の案件。

(「ありません」という声あり)

田中会長

それでは次に進みます。案件No.5 リサイクルプラザ破碎設備補修工事、村山委員さんからの指定でございます。よろしくお願ひします。

村山委員

こちらは高額な案件であること、落札率の高さで指定をしましたが、資料を見たら大体分かりました。ただ、最低制限価格に15万ちょっと足りないが故に120万ほど高い契約をされているので、この辺また、今後の課題といえますか検討材料にさせていただいたらなというふうに思います。以上です。

田中会長

村山委員さんの方からは、理解はされましたけれども結果について若干の意見がありました。事務局の方よろしくお願ひします。

足立次長

ちょっと補足させていただきますと、参加業者が2者ということでこういった結果になったのかなと思います。これが3者、4者とあれば差が開かないような落札になるとは思いますので、できる限り応札者が多いようにもっていきたいと思います。特に2者というところといった可能性がありますので、今後は努力はさせていただきたいと思います。

田中会長

村山委員さん、よろしいですか。

村山委員

はい。

田中会長

その他の委員さんでこれについてありましたら。よろしいですか。

それでは次に進みます。No.7 白浜浄化場消泡機補修工事、池田委員さんからの指定でございます。池田委員さん、よろしくお願ひいたします。

池田委員

辞退理由はここに書いていただいたんで分かったんですが、最初参加者数が

3で2者辞退をすれば1者になりますよね。この2者、辞退された人は入札の日の以前に辞退をされたのかどうかということと、この参加者数1人の入札は郵送だったのかどうかということ、例えば、入札の所に来ておられて1者しか来てなかったら、競争の原理は働きませんので、そういう場合の、そういうことになった場合に何か考えることがあるのかなと思って質問させていただきました。

田中会長 では事務局よろしくをお願いします。

足立次長 郵便入札でそれぞれ郵送での辞退となります。競争原理につきましても、会場に来て1者ということではないのです。

池田委員 例えば、2者が辞退して、この1者の方が最低制限価格を下回って入札されたら、再度という格好になるんですか。

足立次長 そうなります。

池田委員 そういったことが今までにありますか。

神庭(千)主査 記憶はないですけれども、理論的には起こり得ると思います。

池田委員 理論的に起こり得るということは、再度出してもまた人が来るのかな。それで、例えば、再度する場合には1者と随契するとか、そういう方法もあるのかなと、そういう場合のことを想定して何か考えとかれた方がいいのかなという気がしたものですから、ちょっと問題提起させていただきました。

足立次長 再度公告する場合には、前の発注案件を若干でも変更して行いますので、それで、再度で来なかったというのは今まではないです。

田中会長 よろしいですか。

池田委員 はい。

田中会長 他の委員さん、今の件についてありましたら、よろしいですか。

(「はい」という声あり)

田中会長 では次に進みます。

No.1 1 消防局及び消防署・出張所蓄電池設備更新工事、指定は池田委員さんと村山委員さんの2名の方からの指定となっておりますので、順次お願いいたします。池田委員さんからお願いします。

池田委員 辞退者が多かったもので気になったんですけども、資料として添付してありますので、分かりました。

田中会長 はい。では村山委員さん。

村山委員 同じです。

田中会長 事務局の方で付け加えることはありますか。指定委員さんの方から理解はできたということですが、よろしいですか。

足立次長 この案件はですね、電気の工事案件でございまして、結構業者さんがたくさん参加されまして、割と入札では活発でございまして、落札業者が最低制限価格ギリギリで応札されたということとございまして、大体電気の設備工事は、機械に比べると参加者が多いです。

村山委員 すいません。最低制限価格も比較的、業者からすれば明確になりやすいという

ことなんでしょうか。ほとんどの会社がざっと830万円台で一致しているような結果になっているんですけども。

足立次長 そうですね。電気工事は、大体似たような数字になるのではないかと思うんですけども。

村山委員 はい。ありがとうございます。

田中会長 その他はありませんか。

では進みます。No.14白浜浄化場脱水設備補修工事、池田委員さんの指定でございます。よろしくお願いいたします。

池田委員 参加者数が1者というのがちょっと気になったものですから、おそらく何か工事の中で特許とか何か、最初から1者しか出てこなかったと予想ができたのかどうなのかなど。予想的にはですね、発注した時に数者からあるんだろかなという思いをされたのか、特殊なのでやっぱり1者しかないんじゃないかなということでしたのか、その辺がどうなのか。それで、例えば、最初から1者しかないような想定ができるのであれば、随契でもしょうがないのかなという気がしたものですから、この参加者1者というのが当初の想定の中にあっただろうかということをお聞かせいただければ。

田中会長 事務局お願いします。

齊木課長 仰られるところも十分あると思います。特殊機器で製造元業者、メーカーということになりますので。我々としてもできるだけあらゆるところから材料を仕入れていただいて対応ができるものならということで、オープンにするために入札ということに踏み切っておりますけども、どうしてもその部品を調達するのに実質は高く、手に入れる価格は高額になる、そういう実態があるとどうしてもうちの公表価格と合わないということで辞退される面が多分にあると思います。ただし、随契ということになりますと、そこだけということになりますので、やはり少しでも競争性ということで、できるものについてはできる限り入札という方向で臨んでおります。ですから、応札の業者が少ないであろうということは想定しております。

田中会長 入札を基本にしたいということですが、よろしいですか。

池田委員 やはり基本はそうなんだろうけど、おそらくこれ随契したら落札価格がちょっと上がるんじゃないかなという気がしたもんですから、どうなのかなあ。難しいところですけどね。競争原理を働かせるところとおそらく当初から特殊なんだから1者だろうなと思って1者で随契も理由も立つんでしょうけども、そしたら多分、金額も若干上がるのかなあと気があって、そのジレンマで、なんか難しいですね、この1者、考え方がね。どっちをとるか。一般的にはやっぱりオープンにしたからということでこっちの方が金額は低くても説明はつき易いのかもしれないですよ。でも実態をいえば随契した方が金額が上がるような気もあるのかなという気がしたもんですから、ちょっと気になっていたところです。

田中会長 よろしいですか。

池田委員 はい。

田中会長 他の委員さん、よろしいですか。

(「はい」という声あり)

田中会長 それでは進みます。24番リサイクルプラザ電気設備補修工事、村山委員さんの指定でございます。村山委員さんお願いをいたします。

村山委員 こちらにつきましては、入札金額よりも最後の項目別の評定の内訳のほうの判断基準というものをちょっとお聞きしたいなと思ひまして。それでこれが結構低い65点の評定点が付いていると思ひます。社会性等が8.5点中(非公表)点、あと出来ばえにつきましても10.1の満点に対して(非公表)点しか付いてなかったと思ひますので、この辺りがどういった基準でこういう低評価になったのかという説明をいただきたいと思ひます。

田中会長 事務局お願いします。

森岡課長 成績評定が65点になっており、一覧表の中でも他のところは70、80点とかなっており、低いところにありますけれども、これは標準的な成績評価というのが65点、あとそれに加点をしていきまして今の80点くらいの評価になります。この工事では、施工中の写真が若干不足しておりまして明確に施工状況が知ることができないということがございましたので、そういった加点をしておりませんので、65点、基礎的な部分で点数が低く見えますけれども標準的な点数というふうに捉えております。

田中会長 村山委員さん、よろしいですか。

村山委員 施工中の写真が付いてなかったということで、評価のしようがなかったというイメージでよろしいんでしょうか。

森岡課長 そうですね。現物はいい具合に出来ておりますけれども、ただ、その比較の写真であつたりとか製品の梱包の時の写真であつたりとか、明確にこれとこれといったような写真ではなかったということで加点にはしないという捉え方をしたものでございます。

村山委員 その辺りは業者さんに指導の方を。

森岡課長 そうです。きちっと交換品と新品の対比をしてみるとか、約束事がございますので、そういったことをしっかりと指導しております。

田中会長 減点にはならないんですね。

森岡課長 減点の方も考えておりましたけれども、減点ということは相当の、機能がなにかそういったことになれば減点というのがあるのかなとは思ひますけれども、基本的に工事自体はきれいにできております。ただ、写真の一部分が不十分だったということですので、減点というところまでは考えておりません。

田中会長 村山委員さん、よろしいですか。

村山委員 はい。

田中会長 その他の委員さん、よろしいですか。

(「はい」という声あり)

田中会長 それでは次に進みます。26番白浜浄化場水質計器補修工事、村山委員さん

の指定でございます。よろしくお願ひいたします。

村山委員 こちらは、先ほどの件に関連して、今度は評点のいいものを同じ業者からピックアップして、評定の差について聞こうと思ったんですけども、先ほどの案件の質問で大体分かりましたので、こちらはよろしいです。

田中会長 よろしいですか。

村山委員 はい。

田中会長 他の委員さんよろしいですか。

(「はい」という声あり)

田中会長 それでは、当初申し上げました26番までの8案件について、一応これで審議を終わります。

次からは随意契約の案件になります。傍聴者の確認をいたしたいと思いますが、傍聴者の方はいらっしゃいますか。

(傍聴者1名あり)

田中会長 傍聴者の方ですか。誠に申し訳ございませんけれども、随意契約については予定価格等の公表をやっておりません。非公表の案件でございますので、傍聴者の方は退室していただくということになりますので、よろしくお願ひをいたします。

(傍聴者退室)

田中会長 それでは、傍聴者に退室いただきましたので、随意契約について34番から54番までの案件について審議に入ります。34番エコスラグセンター溶融設備等補修工事、これは4名の委員さん、私以外の全委員さんの指定でございます。それぞれ説明をいただきたいと思いますが、資料に書いてある順番のとおりで行きましようか。まず中井委員さんよろしくお願ひいたします。

中井委員 34番ですけど、参加業者が1者だけです。6回も見積りを同じ業者に徴収してようやく契約されたという経過になっているようでございますが、同一業者に6回まで見積りをとりながら、執行部側の思惑どおりの金額に誘導するようなことがあっていいのかどうなのかということが第1点で、それで、業者の方は資料から見ると当初の見積りから落札するまでに(非公表)万という相当な金額になるように思いますが、この辺について設計と業者の方との問題について事業がうまくこれで実施できるかどうかという辺の見解を聞きたいということで挙げさせていただきました。

田中会長 はい。それでは一人一人の質問に答えていただけますでしょうか。

中井委員 もう一つ、見積りの上限の回数制限はあるのかなのか、複数の業者があつて見積りをどんどん出すのはいいんだろうけども、1者の業者に対して、まだです、まだですと6回も指示しながらやっていくのは、何か契約上おかしいんじゃないのかなという気もするのでそのことも質問させていただきたいと思ひます。私は以上です。

田中会長 それでは、中井委員さんの質問について説明をお願ひいたします。

足立次長 まず、先ほどの回数のことでございますけれども、随契に当たりまして予定

価格を設定します。これは、非公表でやりますもので、これに達するまでは、予定価格の範囲内になるまで回数の制限なく、とり続けます。それで、この場合は6回ということで、予定価格の中で収まったということで契約をしたということでございます。随契の場合に1者ですと、ずっととり続けなさいといけませんけれども、2者、3者という場合にはそれまでには決まろうかと思いたすけれども、この場合には結果的に6回ということでございます。

神庭(千)主査 補足でございますが、次長の方からも申しましたように、随意契約でも予定価格を設定いたしますので、これは入札と違って事前公表いたしませんので、業者側は予定価格はいくらか分かりませんので、出してきた見積りがうちの方も予定価格に達しませんと契約ができませんので、相手方の方にまだ達しておりませんので、もう1回お願いできませんでしょうかということでお願いをします。その時にもう出来ませんということであればそこでやめますので、見積りをされたということ是对応可能だったというふうのうちの方は判断しております。対応可能な範囲で出された額が何回目かで予定価格に達したものですから、それで契約させていただいたということです。何回でもということなんですけど、予定価格の縛りがあるものですからこういう結果になっております。

田中会長 中井委員さん、よろしいですか。

中井委員 ただ、参加業者が1者しかないんですよ、これは。それで6回まで業者がもう1回、もう1回って言われて、どのくらい落としてくるの。

神庭(千)主査 それはケースバイケースだと思いますが、業者の考え方にもよると思いますけど…。

中井委員 いや、複数の業者があれば、それも考えられないこともないけれど、1者と相対してもう1回、もう1回って6回までというのは、ちょっと数が多すぎるような気がするんですよ。

神庭(千)主査 見積りを取ります時にも、何者から取っておりますということは言いませんので、1者であるということは分かっているかどうかは分かりませんが…。

池田委員 5、6回もすれば分かるでしょう。

田中会長 心理状態として、1者であれば1万円でも10万円でも高く契約したいでしょうから、小刻みに出してくるでしょうから、回数も重なってくるということかもしれませんね。

中井委員 ただ、額が（非公表）万ちょっと当初から下がった。業者がそこまで、6回やりながら（非公表）万も。額は大きいけれど、見積額をこれだけ落としてくるというのは普通には考えられない。だから、3回なら3回というふうにしといて、その日まとまらなければ、日を改めて再度見積りをし直してくださいというような格好の方がいいと思いますけど、同日に6回もずっとやるわけ。

神庭(千)主査 同日ということではないと思います。業者側の都合で、例えば上司がいないということがあれば待ちますし、向こう側の都合で何日間かに亘ることもあると思います。

中井委員 この場合は。

神庭(千)主査 1日ではないと思いますが。
中井委員 だから見積日付がずっと違ってくるでしょう。
神庭(千)主査 そうですね。
中井委員 それは資料としてありますか。日にちが違っているということであれば別にいいです。

神庭(千)主査 すいません。ここには、綴りがなくて担当課の方に。
中井委員 次回の報告でいいです。私は（この案件については）いいです。
田中会長 はい。それでは次の委員さん、池田委員さんお願いします。
森岡課長 すいません。随契理由と工事が大丈夫かという問いがありましたが、まだ答えておりませんので答えさせていただきます。

田中会長 では、ちょっと池田委員さんお待ちください。はいどうぞ。
森岡課長 このエコスラグセンターでございますけれども、ユニチカでございますが、独自の技術によりまして設計施工した施設でございます。この機器補修につきまして他のメーカーでもできないかということで、平成19年に大手廃棄物処理施設建設メーカー9社ございますが、これに対しまして可否を調査いたしました。これにはいずれの施工メーカーも参加ができないということでございます。理由としましては、他社の技術により施工した機器を維持補修することは、補修後の性能保証等の面から責任を持って補修することは困難であるというような内容の回答をいただいております、本施設の建設メーカー以外の施工は不可能であると考えて2号該当としたものでございます。また、もう一方の低価格での工事で大丈夫かということでございますけれども、工事の設計におきましては、環境省の策定した入札契約の手引き、それから、全国の自治体に対して必要な専門的知識、経験を有し、中立的な立場から技術支援が行える組織として選定されております、福岡クリーンエナジーの技術支援を受けながら、廃棄物処理施設点検補修工事積算要領に基づきまして設計したものでございます。これは廃棄物の処理施設における維持管理、補修工事の積算基準ということでございます。この積算方法に基く設計金額に基づいて取り直した見積金額であり、問題なく工事を施工しておりますので問題があるとは認識しておりません。以上です。

田中会長 はい。ありがとうございます。よろしいですか。
中井委員 はい。
田中会長 それでは次に進みます。池田委員さんお願いいたします。
池田委員 この随契の中で4つ同じようなことなんですが、参加者が1名ということもあり、見積りは結構何回か、ただ最後はそうでないですが。今、さっきの説明で大分分かったんですが、随契理由はおそらく特殊なことだということで理解してはいますが、最後にこれを随契にするという決め方をですね、例えば、管理組合の中で審査会みたいなことを開いてされるのかどうなのか、それをちょっと知りたくて。

神庭(賢)主査 エコスラグセンターの今回の随契部分でございますけれども、これは熔融炉

本体です。エコスラグセンターの修繕工事は、この随契した部分以外はですね、全体工事としては2億円余りあるんですけども、先ほど申しましたとおり、設計が建設メーカー独自の設計ということで、他の溶融炉の建設システムがあるメーカーに問い合わせをいたしましても、やっぱり他の業者さんの設計されたものについては、修繕後の性能保証といったものも含めて非常に不安な部分があるということで、ちょっと手を出せませんと、そういった結果になっております。それで、エコスラグセンターの全体のいろいろな修繕工事でございますけれども、その中で、設計施工したメーカーでないと出来ない部分とそれ以外のメーカーでも出来るであろうという、これにつきまして、先ほど課長の方もちょっと申しましたけれども、福岡クリーンエナジーという第三セクターの会社の方とですね、委託契約を結びまして、そちらの方の技術指導に基づいて、これは随契部分、この工事だったら入札対応、そういった形の判断を、翌年度のいろんな工事について調査をしていただいて、その報告書を受けまして、その結果に基づいて随契と他の業者の入札で対応する部分というふうに決めております。以上です。

田中会長
池田委員

よろしいですか。
報告書が来てこれは随契とかいうものが来ますよね。それは、こういうことなんで今年度はこういう契約をしますというのは、どこまで上がるんですか。文書かなんかで上がるんですか。それは審査会か何か、内部でなんか審査されるんですか。

神庭(賢)主査

内部の審査会はございません。その随契部分につきましては、方針稟議という形で副管理者まで上げる。

池田委員

副管理者までは上がる。

神庭(賢)主査

決裁区分が副管理者に。

池田委員

副管理者というと。

足立次長

副市長ですね。設計金額が(非公表)万ですので、5,000万円以上1億5,000万円未満までが副管理者の決裁で出来るということになっております。額がもっと大きくなると管理者までとなります。

池田委員

管理組合の中に指名審査会みたいなものはないんですか。通常、例えば、これを発注する場合に、随契にするのか、指名競争だったらこうするとか、これでいいかどうかというのは、例えば、総合事務所などでは審査会を置いてそれで決定するんだけど、別にそこまではしなくてもいいという考えですか。

神庭(千)主査

審査会がございますけども、建設工事指名審査委員会というのがございますけども、この審査委員会の所掌事務の中に、随意契約にするかどうかということは入っておりませんので…。

池田委員

委員会はあるんですよ。

神庭(千)主査

あるのはありますが、その委員会の仕事にはなっていないので、随意契約にするか入札にするかということをごくかの審査会で審議して決めるという仕組みにはなっていないです。

池田委員 それは、先ほど説明された、特殊な部分でお願いして、これは随契、これは入札ですよというのを副市長まで上げられて、それなら副市長がそうしましょうということですよということですね。

神庭(千)主査 はい。

田中会長 池田委員さん、よろしいですか。

池田委員 はい。

田中会長 それでは、34番についての池田委員さんの質問は終わります。次、田原委員さん。

田原委員 指定理由は中井委員さんと同じですので。

田中会長 よろしいですか。

田原委員 はい。

田中会長 では、処理済ということで、次に進ませていただきます。最後、村山委員さん。

村山委員 よろしいです。

田中会長 はい。それでは、全委員さんから指定をいただいておりますけれども、以上で34番については終わります。

40番リサイクルプラザ中央監視システム更新工事、指定委員さんは池田委員さん、村山委員さんでございます。まず、池田委員さんからお願いいたします。

池田委員 これも同じことで。

田中会長 指定理由が同様だということで、何か説明ございましたら事務局の方お願いします。

森岡課長 随契理由でございますけれども、この工事はリサイクルプラザの各機種の運転制御及び監視システムを構成している機器を更新するとともにシステムの一部改造を行う更新改造でございます。更新する主要の機器は、既に製造中止となっております。施工に当たっては3つの点を考えておまして、現状の取付機器と後継機器の整合を確実にすること、それからシステムプログラムを後継機器に移植するとともに改造を確実にすること、システムプログラムは当リサイクルプラザ専用独自設計、製作されたもので、この更新及び変更に対応できること、この3点を必須条件としております。これが可能となる特殊性から建設当初の設計、製作会社である業者と契約を結ぶものでございます。以上が随契理由としております。以上です。

田中会長 随契権限者、随意契約の理由の決裁権限が誰か。

足立次長 これは、設計金額が（非公表）万でございます、これは、決裁区分が、500万以上5,000万未満で、事務局長の決裁としております。

田中会長 すいません。ちょっと聞き逃しました。500万から…。

足立次長 500万以上5,000万未満です。

田中会長 池田委員さん、よろしいですか。

池田委員 はい。

田中会長 次、村山委員さん、お願いします。

村山委員 中央監視システムの更新というのは、定期的に行われるようなものではないんですか。

黒田主査 この度が初めてでございます。リサイクルプラザは、平成9年に操業開始をしておりますけども、23年度末で15年経過しておりますけども、こういったシステム更新に関しましては初めてでございます。

村山委員 では、定期的にシステムの更新が必要で、その度にここにというような形のものではないんですね。

黒田主査 ないです。

村山委員 分かりました。では、それでよろしいです。

田中会長 田原委員さん、中井委員さん、この件についてよろしいですか。
(「はい」という声あり)

田中会長 では次に進みます。43番桜の苑照明器具取替工事、村山委員さんの指定でございます。よろしくお願いします。

村山委員 こちらにつきましては、落札率の低さで、一応、他の業者との比較をしてみたくてお願いをしております。それで、一番高い見積金額と低いところの差が50万円くらいあるので、この辺りのところ、予定価格等について今後も検討していただきたいというところです。

田中会長 事務局の方。

足立次長 ちょっとこの開きというのは分かりませんで、機器の、どう言いますか、照明器具なんかでもかなりの価格差があるのではないかと。

齊木課長 桜の苑の照明器具の工事なんですけど、この工事自体は照明器具は、非公表の部分ですけど、県の単価で全部拳がっておりますで、実はこの中で見積りを取るところは一部分だけです。ほとんどは県の単価を、一般には公表されておられませんけれども、県の単価でこの器具は、公共のこの器具は幾らというのがあるものですから、その部分は100パーセント設計に利用しますので、査定も致しませんので、その単価を使って設計した結果です。ですから、県の持っている工事の単価を使って設計書もそのとおりに組み立てられたものですから、はっきり言いますと設計単価は逃げようのない金額です。この中で、130万以下ですので、随契だとこの場合には最低制限価格も存在いたしませんので、後はもう業者の内情だと思えます。苦しくても取りたいところがありますし、もうそのところに工事がなくて、どうしても取りたいというのがありますので、その辺のところのギャップが表れたんだろうと思えます。これが、最低制限価格が適用される入札となると、この金額は当たらないということになります。

田中会長 村山委員さんよろしいでしょうか。

村山委員 はい。

田中会長 その他の委員さん、この案件についてはよろしいですか。
(「はい」という声あり)

田中会長 それでは次に進みます。45番米子浄化場乾燥焼却設備ほか補修工事、中井委員さん、池田委員さん、田原委員さんの指定でございます。順番に中井委員さんからお願いします。

中井委員 34番で質問したこととほぼ一緒ですので、了解しました。

田中会長 はい。それでは池田委員さん。

池田委員 34と40のエコスラグとリサイクルプラザの随契理由はよく分かるんですけども、この浄化場の乾燥焼却設備は汚泥乾燥のものなのかなとちょっと思ったものですから、それは特殊なもので随契に当たるのかなと思ったものですから、質問させてもらいました。

齊木課長 この米子浄化場というのは、三菱重工というところが、施設を作ったプラント会社ですけども、ここには重要機器について、主要機器について、実は三菱重工が公開していない部分がどうしてもあります。図面の部品について、寸法、大きさ、その他が表記されていないということで、特定できないという部分もありまして、この公開を迫るんですがなかなか非常に難しいです。自分のところの独自に設計したものについて、公開はなかなか、頑としてやらないというところがありまして、他社ではもう出来ないというところが、非常に技術的な面もありまして、難しいというところがありまして、どうしても三菱重工さんにやっていただければ、製造プラントメーカーでないとやれないというところがありまして、その一つの機械がこの乾燥焼却設備ということになります。そういう理由がありまして、内部構造の詳細を公開していないということで、していただけないというのが正しいのかもしれませんが、随意契約をせざるを得ないという理由でございます。

池田委員 他の浄化場なんかも一緒ですか。

齊木課長 先ほど申しました白浜浄化場ですが、これはアタカというプラントメーカーがやっております。こちらの方は、公開に少し協力していただいたものですから、こちらでは出せないけど、こちらでは入札ということが出来るという不公平さはありますけども、そういうところはあります。

田中会長 よろしいですか。

池田委員 はい。

田中会長 では、田原委員さん。

田原委員 これも34番と同じですので、よろしいです。

田中会長 はい。村山委員さん、よろしいですか。この件については特に。

村山委員 では、ちょっと質問を。こういうのって、契約時にある程度、内部構造の公開っていうのは要件には入れてないのですか。

齊木課長 ある程度、メーカーの姿勢ですね。これを言っているのかどうか、やはり三菱重工さんはプライドが高くてきついですね。はっきり言いましてね。公開されないですね、絶対にね。

田中会長 古いんじゃないですか。何年に施工されておりますか。今、公開どうのこの言う前の施工じゃないですか。違いますか。

齊木課長 平成3年に出来ております。どちらも、白浜も米子も時期的には同じ時期に出来ております。

田中会長 平成に入ってからですか。

中井委員 当初の発注時に仕様書の中にそうって具体的にするように書いてあれば別だけでも。

池田委員 言いなりになっちゃいますよね。

齊木課長 最近の場合は、図面に公開、非公開というので、特許で判が押してあるものもありますけど、そういうところは触れられない。昔はその辺があやふやでしたので、あれなんですけど、公開を迫るんですけど、寸法その他を出していただけないというところがあります。

中井委員 今後、工事の設計委託契約なんかされる場合に、そういうところをきちっと書いておくということで。

田中会長 それでは、次に進みます。49番米子浄化場アルカリ循環ポンプ補修工事、村山委員さんの指定です。村山委員さんお願いします。

村山委員 こちらも予定価格と契約金額が（非公表）の金額で契約していたので、その辺りが見たかったので選ばせていただきました。

田中会長 事務局お願いします。

齊木課長 この工事ですけど、設計する時にこの部品については見積りを取っております。前回、同じようなこの工事をしていただいたところで最低の金額を出していただいたところの、結果的には契約したところなんですけど、その業者から一番安いところの見積りを取って、査定を掛けて設計をいたしました。その結果がこういう結果になったのは、やはり、この工事、この金額では利益が非常に少ないんじゃないかなというふうには思っておりますけど、設計した段階で、材料だけで30何万いくもんですから、どうしてもこの工事で苦しいんじゃないかと思うんですけども、この2つの低いところを見ますと、どうしても工事が欲しいというところで、例えば、日当が出ればいいというような形でやられるところも、こういう小さい業者ですと出てきます。そういうところが向かってきますと、どうしてもこういう結果は出る場合があると思います。その分、うちの監督員も現場を非常に細かく注意をしたりすることが、手間がかかるということはございます。ただ、結果的にこういう金額でやられるところから、ただし、これが適正かというふうに言われると、私どももここまで下げてほとんど利益がないんじゃないかなとは考えていますけれど、それでもやるということですので、最低価格は決められませんので、これだけでやらないと利益を確保することができないんじゃないかという最低制限価格は随契の場合には適用になりませんので、どうしてもこういうのを出してこられるところがある。出されれば、うちの監督員が特別注意を払いながら現場工事を実施するという結果にはなります。お答えにははっきりとにならないですけど、そういうことで少ない人数でやっておられるところです。3名、4名でやっておられる会社です。日当が出ればという形で向かってこられたんじゃないかなというふう

に思います。

村山委員 この案件を最初に見せていただいて、工事成績が意外と良かったものですから、以外とこれくらいの金額で受けても、そこそこ良い工事ができるのかなというイメージがあったんですが、その分、こちらの方がいろいろと注意を払って…。

斉木課長 ちょっと説明いたしますと、契約いたしました会社は、特殊な機器を、一部分をずっと専門でやっているところで、そこが合致した時には、非常に工事自体はできるところでございます。特に減速機関係ですと非常にメーカーから信頼を得て、そこで分解をすれば非常に安く入れられるというところですので、強みのあるところでは非常に発揮されるので。ですから、安いから工事の点数が低いとは限らないということです。

田中会長 村山委員さん、よろしいですか。

村山委員 はい。

田中会長 他の委員さん、よろしいですか。

それでは、最後の案件になります。54番桜の苑火葬炉設備補修工事、池田委員さんの指定でございます。お願いをいたします。

池田委員 これも特殊なんですね。宮本工業さん。

斉木課長 また同じようなお答えになるんですけども、うちの桜の苑という、非常に特殊な環境にある、特殊な環境というのは、利用される方は火葬に来られますので、最後のお別れに使われるところで、非常に利用者にとってバックグラウンドで、迷惑を掛けずに工事をすることになります。例えば、炉の使わないところを、順番に使っていきますけど、複数炉ありますので、そうすると使わないところを何時間止めるのでその間にということになると、非常に技術あるいは持ってこられる部品そのものが製造メーカーでないと特殊な環境に応じて、非常に効率の悪い工事をしております、こっちをやったりあっちをやったり、そういうことも当然時間的なものを打合せしながら、飲み込んでやっていただくには、技術的な面からまず今のところ1者しか、製造メーカーしかないというのが現状でございます。ですから、期間があつて通常のように施設を止めてというのがなかなか難しい、正月は休みますがそれ以外は年中稼働するところで、非常に特殊な環境の中で工事をしていただくことになりますので。なおかつ、火葬炉という特殊なものをやっていただくということで、メーカー以外は考えられないということで随契理由にしているところでございます。

田中会長 はい。池田委員さん、決裁権者はよろしいですね。金額で決まっておりますので。

池田委員 はい。

田中会長 何かありましたら。よろしいでしょうか。

池田委員 起案文書は随意契約となっているんですけども、注意事項で随意契約の該当理由に疑義がある場合は会計室に協議することとあるんですけども、ここに協議した例というのは今までありますか。何か、ちょっとあれだけ会計室見

てもらってということが今まではなかったですか。

神庭(千)主査 協議したのも以前はあったと思います。その協議する案件といいますのは、担当課において随意契約をするのに疑義のある案件になりますので、最近はまだ疑義のある案件がないのではないかなと思います。

田中会長 よろしいですか。

池田委員 はい。

田中会長 他の委員さん、よろしいですか。

(「はい」という声あり)

田中会長 そうしますと、予定された審議案件はすべて終了いたしました。聞き漏らしたというようなことがありましたら、委員さんからご発言をいただきますが、どうでしょう、よろしいですか。

(「はい」という声あり)

田中会長 はい。よろしいということですので、個々についての審議は以上で終了いたしますが、最終的に管理者に何かご意見をすることというのがございますか。

池田委員 見積り6回というのは何か違和感がありますね。しょうがないのかなあ。

田中会長 随契ですしょうがないんじゃないですか。

私の方から発言するものなんですが、去年、指摘というか意見させていただいた事項についてと今回の審議が大体同じようなことではないかなと。それで、去年の意見について、かなり詳しく追跡調査等取り組んでいただいておりますので、引き続きこれらについて気を配っていただくというか、これを遂行していただくということで、今回、今年の見解は特段なしということではどうかなと思ったりしますが、私の方が先に発言してもどうかと思いますけれども、意見がなかったようですので、ちょっと水差しという意味で先に発言しましたけど、どうでしょうかね。でも、やっぱり意見として指摘しておいた方がいいということであれば、発言してください。

村山委員 アンケートの結果に対する対応をしっかりとさせていただきたいということが。最初の方の2ページにありました、対応についての①から③のところをしっかりと対応していただいて、次回またその結果といいますか、何らかの報告をいただきたいと思います。

田中会長 他の委員さん、まず、村山委員さんのご発言を意見として取り上げるということでもよろしいですか。

(「はい」という声あり)

田中会長 はい。では、ご意見として取り上げさせてもらいますが、その他ありますか。ございませんか。

(「はい」という声あり)

田中会長 では、この1点だけに絞らせていただいてよろしいですか。

(「はい」という声あり)

田中会長 では、事務局さん、また原案を作成いただくということになりましょうか。特に、今、村山委員さんからありましたアンケート結果に対する対応、これを

しっかりやって欲しいという、まあその前段に、会長の意見というか、昨年の意見に対して真摯に受け止めて、程なく対応していただいているということについては認めるけれども、このアンケート結果についてというような形のことですかね。一定の評価は、私としてはしたいと思っておりますがよろしいですかね。その辺をちょっと前段に加えていただいて、意見としては、ただ今のアンケート結果についてということで原案をまとめていただくということにさせていただきます。よろしいでしょうか、委員の皆さん。

(「はい」という声あり)

田中会長 では、事務局よろしく願いいたします。

足立次長 ありがとうございます。

田中会長 傍聴の方はまだおられますかね。

(退室された傍聴者の確認)

林原主幹 いらっしゃらないようです。

田中会長 傍聴者の方も帰っておられるようですから、傍聴者も含めてということになるようですが、傍聴者なしで進みます。

では、(2)その他について、まず、事務局の方からその他についてありましたらお願いします。

足立次長 事務局の方は別段ございませんけども、先ほどご意見をいただいた中で、こちらの方で原案を作って、会長さんにご協議願って、ファックスなりで確認させていただきたいと思っております。何かございましたらご意見をいただきましてそういった格好でまとめさせていただくという予定にさせていただきたいと思えます。

田中会長 その他はございませんか。

足立次長 ありません。

田中会長 委員の皆さん、その他、よろしいですか。閉じさせていただきます。

(「はい」という声あり)

(日程7) 閉会

田中会長 そういたしますと、以上をもちまして、24年度の建設工事等入札・契約審議会を終わらせていただきたいと思います。引き続き私が司会進行させていただきます。まとまりがどうだったか、皆さんのそれぞれの評価をいただきたいと思いますけれども、十分ではなかったと思えますが、またよろしく願いいたします。それでは、事務局の皆さん大変お世話になりました。以上で終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉会 15 : 45